

1級過去問題・解答解説 第37回・第38回 (2021年7月30日発行)

該当箇所	誤	正
55 ページ 問 26 選択肢イ(解説) 1行目～2行目	被告(X社)の普通裁判籍の所在地(大阪府)を管轄する裁判所(大阪地方裁判所)が基本的な裁判管轄(民訴4条1項)。 ただし、特許権に関する訴えについては、	損害賠償請求(財産権上の訴え)であれば、義務履行地を管轄する裁判所が基本的な裁判管轄(民訴5条1号)。義務履行地は、原告(X社)の住所地(本社、大阪府)であり、この義務履行地(大阪府)を管轄する裁判所(大阪地方裁判所)が裁判管轄となる。 ただし、特許権に関する訴えについては、
55 ページ 問 26 選択肢ウ(解説) 1行目	被告(X社)の普通裁判籍の所在地(茨城県)を管轄する裁判所(水戸地方裁判所)が基本的な裁判管轄(民訴4条1項)。	被告(Y社)の普通裁判籍の所在地(茨城県)を管轄する裁判所(水戸地方裁判所)が基本的な裁判管轄(民訴4条1項)。